

立川市



経営改善緊急支援金交付説明書

申請 期間

令和 6 年

令和 6 年

1月31日(水)～5月31日(金)(消印有効)

※ただし、予算額を超えた時点で受付を終了します。

※令和5年4月1日から受付期限までに、専門家（経済産業省認定経営革新等支援機関）による経営相談を実施し、課題解決に着手していることが条件となります。

申請 方法

窓口

必要書類をご持参のうえ、立川市役所産業振興課の窓口までお越しください。

《窓口》 〒190-8666 立川市泉町 1156-9

立川市役所産業振興課（2階 48 番窓口）

郵送

《宛先》 〒190-8666 立川市泉町 1156-9

立川市役所産業振興課 経営改善緊急支援金担当 宛

※「料金受取人払」を実施しています。

ご利用の方は、所定のフォーマットを印刷し、封筒に貼付してください。

切手は不要です。

○本支援金は、物価高騰等の影響を受けている市内中小事業者に対して、専門家（経済産業省認定経営革新等支援機関）の助言を踏まえた経営改善計画を立てること等、経営体制の強化に向けた取組に着手することを支援する目的で支給するものです。

○申請にあたっては、特例に関することや注意事項がございますので、本説明書を必ずご確認ください。

○申請期限後の提出は受付できません。

○本支援金の申請は1回までとなります。

不正な支援金の申請・受給に対しては、警察に相談のうえ、厳正に対処いたします。

1 交付申請から支援金交付までの流れ

申請者の作業の流れ

- ・書類提出までの流れは以下のとおりです。
- ・各項目に対応する説明書の箇所を右側に示しています。

① 支援金の申請要件に
合致するか確認する

2 頁目 2 申請要件

3 頁目 3 専門家による経営相談について



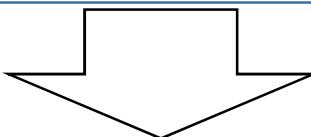
② 申請金額を確認する

4 頁目 4 申請金額の確認



③ 必要書類を揃えて提出する

5、6 頁目 6 必要書類について



立川市での審査の流れ

① 書類審査 ※書類に不備がある場合、審査に時間がかかる場合があります。

② 納税状況調査 ※立川市に納めている税金についての内部調査となります。

③ 交付・不交付の決定

交付の
場合

交付決定通知書・経過報告書(様式)の送付
支援金の交付

不交付
の場合

不交付決定通知書の送付

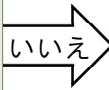
- ※ 書類に不備がなければ、申請から審査を経て約1か月で交付決定し、その後おおむね2週間程度で指定の口座に支援金を振り込みますので、全体で1か月半ほどかかります。ただし、納税状況の調査で、申請日と立川市に税金を納めた日が近い場合、納付確認にお時間をいただきますので、振込までに2か月ほどかかります(※R6.5.7 時点では、交付に遅れが生じています。市 HP をご確認ください)
- ※ 書類確認・審査の結果、支援金交付額が、申請書に記載いただいた金額と異なる場合があります。

2 申請要件

中小事業者に該当する

※本支援金の対象となる中小事業者とは、次の2点のいずれかの者をいいます

- 1 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる法人または個人
- 2 中小企業信用保険法第2条第1項第5号に掲げる医業を主たる事業とする法人及び同項第6号に掲げる特定非営利活動法人



はい

個人：申請日時点において、継続して1年以上市内で事業を営んでいること。

法人：申請日時点において、継続して1年以上市内に事業所住所があり、継続して1年以上市内で事業を営んでいること。また、直近の事業年度に係る法人市民税を立川市に納付していること。

【個人の注意点】

・対象となる確定申告(所得税)における事業収入と不動産収入の合計が主たる収入であることが必要です。

※主たる収入とは、収入全体のうち、最も大きい割合を占めるものをいいます。

・不動産収入が主たる収入の方は、所有する不動産を事業所等とみなします。

・フリーランスの方が、居宅以外に事務所を設けていないときは、居宅を事務所とみなします。(居宅は立川市の住民基本台帳に記録されている住所地です。)



はい

立川市契約における暴力団等排除措置要綱第2条第3号に掲げる暴力団ではなく、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が同条第4号に掲げる暴力団員等でない



はい

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当しない



はい

個人又は法人及び当該法人の代表者が立川市税を滞納していない（個人又は当該法人の代表者の課税権が他市区町村にあるものについては、当該市区町村民税（個人住民税））



はい

令和5年4月1日から受付期限までの間で、経済産業省認定経営革新等支援機関に登録されている専門家による経営相談を実施し、課題解決に着手している



はい

本支援金にご申請いただけます

本支援金の対象外になります

3 専門家（経済産業省認定経営革新等支援機関）による経営相談について

- 申請にあたっては、令和5年4月1日から受付期限までに、専門家による経営相談を実施し、課題解決に着手していることが条件となります。
- 専門家は「認定経営革新等支援機関」に登録されている商工会議所や金融機関、各種士業等となります。下記の中小企業庁のホームページからご確認ください。
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.html>
- 経営相談までの流れは下記の通りです。なお、令和5年4月1日以降、すでに専門家による経営相談を実施している場合は、4項目「4 申請金額の確認」にお進みください。

経営相談の流れ

・専門家による経営相談までの流れは以下のとおりです。

① 経営上の課題を整理する

ご自身の経営状況を振り返り、経営上の課題を整理する。



② 経営課題に対応する専門家を探す

中小企業庁のホームページから、「認定経営革新等支援機関」に登録されている専門家を探す。<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.html>

※上記中小企業庁ホームページより、「認定経営革新等支援機関検索システム」を利
用すると、相談内容や認定経営機関別に検索することができます。



④ 専門家に連絡を取り、経営相談に必要な書類を準備する

申請者ご自身で専門家に連絡をとり、相談時に必要となる書類を準備する。

※相談時に必要となる書類については、相談先の専門家にご確認ください。



③ 専門家による経営相談を実施する

4 申請金額の確認

売上（収入）金額	申請金額	売上（収入）の確認
1,000万円未満	100,000円	【個人】 平成31年分から令和5年分までのうち任意の1年分の確定申告（所得税）第一表の <u>収入金額等</u> のうち、 <u>事業（営業等⑦）及び不動産⑦の数字</u>
1,000万円以上～ 1億円未満	200,000円	【法人】 決算期（事業年度の最後の月をいう。）が平成31年1月から令和5年12月までのいずれかの月とする任意の1事業年度分の確定申告（法人税）で提出した <u>決算書の売上高</u>
1億円以上	300,000円	

※雑収入の取り扱いについて

（個人）個人の確定申告（所得税）第一表の収入金額等のうち、事業（営業等⑦）、不動産⑦には事業に係る雑収入を含んだ数字となっていますので、その数字で申請金額をご確認ください。

（法人）決算書の売上高は基本的に持続化給付金等の給付金収入額を含んでおりません。売上高の額に給付金の収入額を足すことによって申請金額が変わる場合は、足した後の合計額で申請してください。その場合、損益計算書の給付金の収入がわかる科目の内訳書をご提出ください。

5 創業者特例について

	個人	法人
適用要件	令和5年2月以降に創業した方で、確定申告等の申告内容が1年に満たない場合（ただし、申請日時点で継続して1年以上市内で事業を営んでいる場合に限る。）	以下のいずれかに該当する場合 ・令和5年2月以降に創業した場合（ただし、申請日時点で継続して1年以上市内で事業を営んでいる場合に限る。） ・令和5年1月から12月までのいずれかの月を決算期とする決算書の事業年度が1年未満の場合（ただし、それ以前の年度で事業年度が1年となる決算書がある場合、創業者特例は利用できません。）
考え方	令和5年分の確定申告で申告した売上（収入）の月平均に12を乗じた金額とします。	令和5年1月～12月の売上（収入）の月平均に12を乗じた金額とします。
計算方法	「創業者特例措置を受ける場合の確認書」に基づき、計算してください。	

6 必要書類について

- 申請書等の書式は、立川市ホームページからダウンロードしてご利用ください。
紙の申請書は、市役所1階総合窓口・市役所2階産業振興課（48番）で配布しています。
- 必要書類については黒のボールペンで記入してください。
鉛筆や消せるボールペン等で記入した場合は再提出となります。
- 必要書類の記入項目について修正液・修正テープでの修正はできません。
必ず二重線で訂正のうえ、訂正印を押してください。
- 創業者特例を受ける方は、特例を受けるための書類提出が必要となります。

《必要書類一覧》（次頁にも続きます）

I 全員	
1	経営改善緊急支援金申請書
2	申請内容確認書
3	誓約書兼同意書
4	振込先の通帳（キャッシュカード）の写し ※次の5点が確認できるもの (金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人、名義人のフリガナ) ※キャッシュカードの写しの添付で、支店名がなく支店番号のみとなる場合は、写しに支店名を記載すること。
5	申請時チェックリスト
6	取組内容が確認できる事業計画書（専門家に相談したうえで作成済みの場合） ※ご提出いただいた場合、申請内容確認書裏面の＜立川市 経営改善取組計画書＞のご記入を省略することができます。
II 個人のみ	
7	申請金額の算定に用いる年度（平成31年分から令和5年分までのうち任意の1年分）の所得税確定申告（第一表）の写し ※税務署の收受日付印があるもの。ただし、e-Taxにより確定申告を行った場合で、電子申告（受付）日時及び受付番号の記載がない場合は、受信通知をあわせて添付してください。
8	青色申告：申請金額の算定に用いる年度の所得税確定申告（青色申告決算書1, 2頁目）の写し 白色申告：申請金額の算定に用いる年度の所得税確定申告（収支内訳書1頁目）の写し
9	市内に事業所等があることがわかる書類（次のいずれかの写し） ・開業届、営業許可証、賃貸借契約書、運転免許証（自宅が事務所のとき）等 ※必ず住所部分が載るように写しを取ってください。 ※上記「8」の書類で直近の事業所住所が確認できる場合は、この書類の提出は不要。
10	<u>【立川市以外で住民税を納めている場合のみ】</u> 完納証明書（申請日から1ヶ月以内発行の原本） ※立川市に納めている市税の納税証明書は不要です。誓約書兼同意書の同意に基づき納税状況調査を内部で行います。

III 法人のみ

11	履歴事項全部証明書（申請日から3か月以内に発行。写し可。）
12	申請金額の算定に用いる年度の法人税確定申告（別表一）の写し ※税務署の收受日付印があるもの。ただし、e-Tax により確定申告を行った場合で、電子申告（受付）日時及び受付番号の記載がない場合は、受信通知をあわせて添付してください。
13	申請金額の算定に用いる年度の法人税確定申告（法人事業概況説明書）の写し
14	12 の確定申告で税務署に提出した決算書（損益計算書、販売費及び一般管理費の計算内訳、製造原価報告書（ある場合））の写し
15	<u>【立川市以外で市区町村民税（個人住民税）を納めている場合のみ】</u> 完納証明書（申請日から1か月以内発行の原本） ※立川市に納めている市税の納税証明書は不要です。誓約書兼同意書の同意に基づき納税状況調査を内部で行います。

IV 創業者特例を受ける個人のみ

16	創業者特例措置を受ける場合の確認書（個人用）
----	------------------------

V 創業者特例を受ける法人のみ

17	創業者特例措置を受ける場合の確認書（法人用）
18	創業以降のすべての事業年度の確定申告（法人税）別表一の写し
19	対象月（令和5年1月～12月）に該当する部分の売上高がわかる書類 ※法人税確定申告（法人事業概況説明書）、残高試算表、売上元帳の写し等

※必要書類一覧の10、15の完納証明書については、発行していない市区町村もあります。その場合は、直近年度の納税証明書をご提出ください。申請日が令和6年度第1期納期限より前の場合は令和5年度分、それ以降は令和6年度分が直近年度となります。

※令和4年度に実施した「中小事業者物価高騰等緊急支援金」の交付を受けた方で、「中小事業者物価高騰等緊急支援金」申請時にご提出いただいた年度の確定申告書・決算書を「経営改善緊急支援金」の申請金額の算定に用いる場合、必要書類一覧の7、8、12、13、14の提出を省略いただけます（「中小事業者物価高騰等緊急支援金」申請時に創業者特例をご利用いただいている場合は除く）。

7 申請後の注意点

○支援金の交付後、市が報告等を求めた場合は、市からの指示に従って内容等について報告してください。

○次に該当した場合には、支援金交付決定の全部または一部を取り消します。

また、既に交付した支援金がある場合は、支援金の全部または一部を返還していただくことがあります。

- ・本支援金の申請要件を欠いたとき
- ・申請内容に虚偽があったとき

本支援金に関するお問い合わせ先

立川市 産業文化スポーツ部 産業振興課 商工振興係(経営改善緊急支援金担当)

受付時間：平日 9:00～17:00(12:00 から 13:00 まで除く)

TEL : 042-523-2111(内線 2645)